

「青森県内広域予防接種」の概要

- 「広域予防接種」とは、接種希望者が何らかの事情により県内他市町村において接種することを希望した場合に、現行の定期予防接種に比べ、手続的に他市町村での接種が容易に行われるようにするものです。

 - ただし、誰でも広域予防接種を利用できるというのではなく、一定の要件に該当した方が県内の広域予防接種実施協力医療機関（305か所（平成23年4月1日現在））を希望した場合に限り利用できます。（対象者は県内に住所のある方に限ります。）

 - 市町村によって、実施方法（集団・個別）が異なり、他市町村の医療機関への依存度が異なることなどから、対象者の範囲は、市町村の判断により広げることができます。

 - 「予防接種の広域化」は、現行の定期予防接種を補完するものであり、今後とも現行の定期予防接種を中心に実施していくことになります。
- ※ 広域予防接種の利用者は、定期予防接種全体の数パーセントと推定されます。